

物価高騰対策支援等事業（LPガス支援）に係るFAQ

R7.7.14 第3版

番号	項目	質問	回答
1	要件	今回の事業の対象施設はどこですか。	実施要領の適用日に開設されており、LPガス（プロパンガス）を使用している県内の私立の保育所、認定こども園、地域型保育事業所、新制度移行幼稚園、私学助成園、認可外保育施設（鹿児島市所管を除く）です。
2	要件	物価高騰によるLPガス（プロパンガス）の物価上昇分が補助基準額を下回る施設については、補助対象となりますか。	物価高騰による影響を受けている場合は、補助対象となります。
3	要件	運営主体が公立の場合、補助対象となりますか。	補助対象外です。
4	申請手続き	補助金の申請手続きは、市町村を通じて行うのでしょうか。	申請手続きについては、市町村を経由せず、各施設から直接県へ申請していただくこととなります。（申請書類提出先：鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業事務局）
5	申請手続き	LPガス（プロパンガス）の使用実態を確認出来る資料は何を提出すれば良いのですか。	施設がプロパンガスを使用していることが分かる請求書や検針票等の写しを提出してください。
6	対象施設	同一施設内で複数の園を運営している場合、それぞれ補助対象となりますか。	施設類型ごとの定員区分に基づき補助を行うため、それぞれ補助対象となります。
7	対象施設	令和6年度は認可外保育施設で、令和7年度から認可保育所になった場合は、別表3・4どちらの基準額を使用しますか。	令和6年度分は別表3、令和7年度分は別表4の基準額を使用します。ただし、鹿児島市所管の認可外保育施設については補助対象外ですのでご注意ください。